

令和6年第2回

# 瑞浪市議会定例会議案

令和6年2月27日



## 目 次

議第 3 号	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 4 号	瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第 5 号	瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第 6 号	瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について……………	7
議第 7 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 8 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 9 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議第 1 0 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5
議第 1 1 号	瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7
議第 1 2 号	瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 9
議第 1 3 号	瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 0
議第 1 4 号	瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 1
議第 1 5 号	瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 2
議第 1 6 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 4
議第 1 7 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	2 5
議第 1 8 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	2 6
議第 1 9 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	2 7
議第 2 0 号	財産の取得について……………	2 8
議第 2 1 号	財産の取得について……………	2 9

議第 2 2 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算 (第 1 3 号) .....	3 0
議第 2 3 号	令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算 (第 1 4 号) .....	3 3
議第 2 4 号	令和 5 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 2 号) .....	4 2
議第 2 5 号	令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ..	4 4
議第 2 6 号	令和 5 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) .....	4 6
議第 2 7 号	令和 5 年度瑞浪市水道事業会計補正予算 (第 3 号) .....	4 8
議第 2 8 号	令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) .....	5 0
議第 2 9 号	令和 6 年度瑞浪市一般会計予算 .....	5 2
議第 3 0 号	令和 6 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算 .....	6 4
議第 3 1 号	令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算 .....	6 7
議第 3 2 号	令和 6 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算 .....	7 1
議第 3 3 号	令和 6 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算 .....	7 5
議第 3 4 号	令和 6 年度瑞浪市水道事業会計予算 .....	7 8
議第 3 5 号	令和 6 年度瑞浪市下水道事業会計予算 .....	8 1

### 議第 3 号

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

## 議第4号

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

第2条中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議第5号

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「報酬及び期末手当」を「報酬、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第12条第1項中「100分の72.5」を「100分の68.75」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第12条の2 任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、勤勉手当基礎額に乗ずる割合に関する部分及び支給日に関する部分を除き、常勤職員の例により支給する。この場合において、勤勉手当基礎額に乗ずる割合は、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合とし、支給日は、市の規則で定める期日とする。

2 前項の規定によりフルタイム会計年度任用職員に任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手



当について準用する。

第22条中「100分の72.5」を「100分の68.75」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第22条の2 給与条例第19条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(市の規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第19条第2項第1号中「当該職員がそれぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあっては、100分の122.5)」とあるのは、「100分の48.75」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市の規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとし、支給日については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の例による。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について準用する。

第29条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第9条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

議第6号

瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市監査委員条例の一部を改正する条例

瑞浪市監査委員条例（平成20年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議第7号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 8 号

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号。以下「令」という。）第 3 8 条第 1 項第 1 号に掲げる者 2 9, 4 8 4 円
- (2) 令第 3 8 条第 1 項第 2 号に掲げる者 4 4, 3 8 8 円
- (3) 令第 3 8 条第 1 項第 3 号に掲げる者 4 4, 7 1 2 円
- (4) 令第 3 8 条第 1 項第 4 号に掲げる者 5 8, 3 2 0 円
- (5) 令第 3 8 条第 1 項第 5 号に掲げる者 6 4, 8 0 0 円
- (6) 令第 3 8 条第 1 項第 6 号に掲げる者 7 7, 7 6 0 円
- (7) 令第 3 8 条第 1 項第 7 号に掲げる者 8 4, 2 4 0 円
- (8) 令第 3 8 条第 1 項第 8 号に掲げる者 9 7, 2 0 0 円
- (9) 令第 3 8 条第 1 項第 9 号に掲げる者 1 1 0, 1 6 0 円
- (1 0) 令第 3 8 条第 1 項第 1 0 号に掲げる者 1 2 3, 1 2 0 円
- (1 1) 令第 3 8 条第 1 項第 1 1 号に掲げる者 1 3 6, 0 8 0 円
- (1 2) 令第 3 8 条第 1 項第 1 2 号に掲げる者 1 4 9, 0 4 0 円
- (1 3) 前各号のいずれにも該当しない者 1 5 5, 5 2 0 円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,330円」を「18,470円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「45,810円」を「44,388円」に、「30,540円」を「31,430円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「45,810円」を「44,712円」に、「42,760円」を「44,390円」に改める。

第4条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「(1)」を「同号イ(1)」に、「又は第9号ロ」を「第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「第39条第1項第1号から第9号まで」を「第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

第5条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額」を「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞浪市介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 9 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に、「岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、岐阜県」を「岐阜県」に改め、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「附則第 2 2 条」を「附則第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）

」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第12条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「世帯に属する一般被保険者」を「世帯に属する被保険者」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第3号及び第4号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の5の2までを次のように改める。

第15条の2から第15条の5の2まで 削除

第15条の6中「又は第15条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条において同じ。）」を削る。

第15条の6の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、岐阜県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「世帯に属する一般被保険者」を「世帯に属する被保険者」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第15条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の6の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項



各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号、第3号及び第4号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の6の7から第15条の6の11までを次のように改める。

第15条の6の7から第15条の6の11まで 削除

第15条の6の12中「又は第15条の6の7」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第15条の7第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条第1項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなった」、「第15条の2」及び「若しくは第15条の6の7」を削り、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を加え、「若しくは第15条の5」及び「若しくは特例対象被保険者等ではなくなった」を削り、同条第2項中「、第15条の2、第15条の6の3若しくは第15条の6の7」を「若しくは第15条の6の3」に改め、「若しくは第15条の5」を削る。

第20条第1項中「又は第15条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削る。

第20条の3第1項中「又は第15条の5」を削り、同条第3項中「又は第15条の5」、「又は第15条の6の10」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の5」を削り、同条第6項中「又は第15条の5」、「又は第15条の6の10」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の6の6第2項」と」を削る。

第20条の4第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「2

4万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第15条の2」を削り、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 10 号

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例  
瑞浪市附属機関設置条例（平成 28 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

「

別表中	瑞浪市「人・農地プラン」検討会	瑞浪市「人・農地プラン」の策定及び見直しに関する事項についての審査及び検討	を
-----	-----------------	---------------------------------------	---

」

「

瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画検討会	瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画の策定及び見直しに関する事項についての調査及び審議	に改める。
----------------------	--	-------

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
（瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 55 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「「人・農地プラン」検討会委員」を「地域農業経営基盤強化促進計画検討会委員」に改める。

議第 1 1 号

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市営住宅管理条例の一部を改正する条例

瑞浪市営住宅管理条例（平成 9 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

本則中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 9 条第 3 項中「公開抽せん」を「公開抽選」に改める。

第 1 1 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

（1） 賃貸借契約書を提出すること。

第 1 1 条第 3 項を削り、同条第 4 項中「第 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とする。

第 1 7 条第 1 項及び第 4 4 条中「第 1 1 条第 5 項」を「第 1 1 条第 4 項」に改める。

第 4 8 条中「。以下「特定優良賃貸住宅法」という。」を削る。

第 5 2 条中「、「前 2 条」」を「「前 2 条」」に改め、「第 1 4 条第 1 項」の次に「若しくは第 4 項」を加える。

第 5 8 条第 4 項中「駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から 1 5 日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から15日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瑞浪市営住宅管理条例（以下「新条例」という。）第11条第1項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第8条第2項に規定する入居者の決定及び新条例第13条第1項に規定する入居の承継の承認がされた者について適用し、同日以前に入居者の決定及び入居の承継の承認がされた者については、なお従前の例による。

議第 1 2 号

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 5 8 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 2 4 3 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 1 3 号

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習」を「登録講習」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。



議第 1 4 号

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市都市公園条例の一部を改正する条例

瑞浪市都市公園条例（昭和 4 9 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（5）夜間照明設備の使用料の表樽の上野球場の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第15号

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

瑞浪市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440円」を「12,500円」に、「13,320円」を「13,350円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,650円」に、「12,440円」を「12,500円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,900円」を「9,100円」に、「9,790円」を「9,950円」に、「10,670円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた瑞浪市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。

）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

## 議第16号

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例

瑞浪市手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表8の部3の項金額の欄オ中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改め、同表10の部1の項金額の欄イ中「製造をするもの」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）」を加え、同部5の項金額の欄ア中「（昭和42年法律第149号）」を削り、同表11の部中「昭和42年法律第149号。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の瑞浪市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議第17号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
伊藤恭司	※※※※※	※※※※

議第18号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

氏名	住所	生年月日
和田 さき子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第19号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野 光二

氏 名	住 所	生 年 月 日
山 内 智 子	※ ※ ※ ※ ※	※ ※ ※ ※

議第20号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第8号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 災害対応特殊救急自動車 1台                                |
| 2 | 取得の方法  | 一般競争入札  |
| 3 | 取得金額   | 27,040,460円                                   |
| 4 | 取得の相手方 | 土岐市肥田町浅野815番地1<br>岐阜トヨタ自動車株式会社 土岐店<br>店長 鈴木伸之 |



議第 2 1 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 1 台                                   |
| 2 | 取得の方法  | 一般競争入札   |
| 3 | 取得金額   | 2 3, 2 1 0, 8 2 0 円                            |
| 4 | 取得の相手方 | 岐阜市金園町 3 丁目 2 5 番地<br>株式会社ウスイ消防<br>代表取締役 臼 井 潔 |

議第 2 2 号

令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 3 号）

令和 5 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 1 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 5, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 8, 6 1 1, 8 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,632,759	105,000	2,737,759
	2 国庫補助金	1,208,723	105,000	1,313,723
歳入合計		18,506,800	105,000	18,611,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		6,074,636	105,000	6,179,636
	1 社会福祉費	3,366,059	105,000	3,471,059
歳出合計		18,506,800	105,000	18,611,800

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金 給付事業(均等割世帯分)	82,700
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金 給付事業(こども加算分)	22,300

議第 2 3 号

令和 5 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 4 号）

令和 5 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 1 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6 4 5, 0 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 9 6 6, 8 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 既定の継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 既定の地方債の廃止及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		5,304,610	45,000	5,349,610
	1市民税	2,152,500	35,000	2,187,500
	4市たばこ税	264,000	10,000	274,000
4 配当割交付金		27,000	6,000	33,000
	1 配当割交付金	27,000	6,000	33,000
5 株式等譲渡 所得割交付金		25,000	11,000	36,000
	1 株式等譲渡 所得割交付金	25,000	11,000	36,000
7 地方消費税 交付金		947,000	△35,000	912,000
	1 地方消費税 交付金	947,000	△35,000	912,000
8 ゴルフ場 利用税交付金		170,000	△9,000	161,000
	1 ゴルフ場 利用税交付金	170,000	△9,000	161,000
10 地方特例 交付金		39,734	3,489	43,223
	2 新型コロナウイルス 感染症対策地方税 減収補填特別交付金	0	3,489	3,489
11 地方交付税		3,769,240	204,995	3,974,235
	1 地方交付税	3,769,240	204,995	3,974,235
13 分担金 及び負担金		31,933	△2,190	29,743
	1 分担金	6,309	△2,190	4,119
14 使用料 及び手数料		377,543	△20,200	357,343
	1 使用料	189,448	△1,200	188,248
	2 手数料	188,095	△19,000	169,095
15 国庫支出金		2,737,759	△170,346	2,567,413
	1 国庫負担金	1,414,534	△120,581	1,293,953
	2 国庫補助金	1,313,723	△49,765	1,263,958
16 県支出金		1,048,739	△36,539	1,012,200
	1 県負担金	601,465	△8,742	592,723
	2 県補助金	376,493	△26,453	350,040
	3 委託金	70,781	△1,344	69,437
18 寄附金		272,867	△22,750	250,117
	1 寄附金	272,867	△22,750	250,117

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		902,761	△360,740	542,021
	1 基金繰入金	878,618	△344,468	534,150
	2 財産区繰入金	24,143	△16,272	7,871
20 繰越金		722,512	4,506	727,018
	1 繰越金	722,512	4,506	727,018
21 諸収入		311,299	6,975	318,274
	4 雑入	184,422	6,975	191,397
22 市債		1,436,200	△270,200	1,166,000
	1 市債	1,436,200	△270,200	1,166,000
歳入合計		18,611,800	△645,000	17,966,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		174,048	△1,043	173,005
	1 議会費	174,048	△1,043	173,005
2 総務費		2,447,820	△21,606	2,426,214
	1 総務管理費	2,068,492	△21,362	2,047,130
	3 戸籍住民基本台帳費	139,858	2,200	142,058
	5 統計調査費	9,163	△2,444	6,719
3 民生費		6,179,636	△145,449	6,034,187
	1 社会福祉費	3,471,059	△41,769	3,429,290
	2 児童福祉費	2,466,501	△105,280	2,361,221
	3 生活保護費	241,576	1,600	243,176
4 衛生費		2,152,082	△157,143	1,994,939
	1 保健衛生費	806,432	△83,231	723,201
	2 清掃費	1,216,156	△64,326	1,151,830
	3 環境費	129,494	△9,586	119,908
5 労働費		15,596	△594	15,002
	1 労働諸費	15,596	△594	15,002

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		303,321	△5,340	297,981
	1 農業費	254,444	1,231	255,675
	2 林業費	48,877	△6,571	42,306
7 商工費		553,451	△45,687	507,764
	1 商工費	553,451	△45,687	507,764
8 土木費		1,636,347	△191,397	1,444,950
	2 道路橋梁費	867,801	△119,869	747,932
	3 河川費	263,395	△47,700	215,695
	4 都市計画費	353,029	△13,994	339,035
	5 住宅費	96,312	△9,834	86,478
9 消防費		734,126	△5,000	729,126
	1 消防費	734,126	△5,000	729,126
10 教育費		2,201,839	△40,270	2,161,569
	1 教育総務費	284,627	△5,200	279,427
	2 小学校費	294,621	△1,000	293,621
	3 中学校費	366,413	0	366,413
	4 幼稚園費	174,567	△9,400	165,167
	5 社会教育費	466,812	△11,620	455,192
	6 保健体育費	614,799	△13,050	601,749
11 災害復旧費		107,820	△27,971	79,849
	1 土木施設 災害復旧費	95,620	△22,512	73,108
	2 教育施設 災害復旧費	2,000	0	2,000
	3 農林水産業施設 災害復旧費	10,200	△5,459	4,741
13 諸支出金		634,287	△3,500	630,787
	1 公営企業費	634,287	△3,500	630,787
歳出合計		18,611,800	△645,000	17,966,800



第2表 継続費補正

(変更)

(単位:千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 土木費	2 道路橋梁費	工場用地 造成関連 道路整備 事業	267,400	令和4年度	0	268,700	令和4年度	0
				令和5年度	107,900		令和5年度	107,900
				令和6年度	159,500		令和6年度	160,800

### 第3表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	4,703
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍電算処理経費	6,765
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	証明書等コンビニ 交付導入事業	2,426
3 民生費	1 社会福祉費	民間介護施設等 整備補助事業	7,517
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルス ワクチン接種事業	2,450
7 商工費	1 商工費	企業立地促進事業	6,798
8 土木費	2 道路橋梁費	道路側溝等緊急対策事業	11,700
8 土木費	3 河川費	猿爪川浸水対策事業	68,400
8 土木費	4 都市計画費	都市計画マスター プラン策定事業	7,000
8 土木費	4 都市計画費	道の駅整備事業	7,500
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業 (駅北地区)	60,478
10 教育費	5 社会教育費	図書等充実経費	2,305
10 教育費	6 保健体育費	ナイター照明設備撤去事業	4,700
11 災害復旧費	1 土木施設 災害復旧費	現年土木施設単 独災害復旧事業	5,500

(変更)

(単位:千円)

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道等整備 交付金事業	10,000	補正前に同じ	49,000

## 第4表 債務負担行為補正

(変更)

(単位:千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
橋 梁 撤 去 費 金 負 担	令 和 6 年 度	123,721	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	200,000

## 第5表 地方債補正

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営事業負担金事業 (県営ため池等 整備事業)	9,700	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見 直し方式で借り入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金につい て、利率見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には借 入先と協定し、その条件に従うもの とする。ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮し、 もしくは繰上償還又は低利に借換 することができる。
土岐橋架替関連事業	9,800			
瑞浪市残土 処分場整備事業	60,600			
県単急傾斜地 崩壊対策事業	2,000			
狭あい道路 整備等促進事業	900			
都市公園再整備事業	1,400			
消防ポンプ自動車等 更新事業	5,000			
土岐小学校改修事業	4,500			
過年土木施設 補助災害復旧事業	600			
現年教育施設 補助災害復旧事業	600			
現年農業用施設 補助災害復旧事業	700			
現年農業用施設 単独災害復旧事業	3,300			

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
混合焼却施設 設備改修事業	219,600	普通 貸借 又は 証券 発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	215,800	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ	補正 前に 同じ
市道等整備 交入金事業	37,600				16,300			
南垣外北野線 道路改良事業	200,000				160,000			
県営急傾斜地 崩壊対策負担事業	7,200				2,800			
普通河川緊急 浚渫推進事業	55,000				15,000			
釜戸公民館 空調改修事業	14,700				10,800			
現年土木施設 補助災害復旧事業	17,500				12,600			
現年土木施設 単独災害復旧事業	39,400				33,400			
臨時財政対策債	90,600				43,800			

議第 2 4 号

令和 5 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 1 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 3 5, 0 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		158,684	△4,300	154,384
	1 一般会計 繰入金	158,684	△4,300	154,384
6 諸収入		540	1,200	1,740
	2 雑入	510	1,200	1,710
歳入合計		638,100	△3,100	635,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		597,232	△3,100	594,132
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	597,232	△3,100	594,132
歳出合計		638,100	△3,100	635,000

議第 2 5 号

令和 5 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 6 7 1, 8 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二



# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		2,623,933	△4,140	2,619,793
	1 県補助金	2,623,933	△4,140	2,619,793
5 繰入金		308,800	6,440	315,240
	1 一般会計繰入金	281,800	21,200	303,000
	2 基金繰入金	27,000	△14,760	12,240
歳入合計		3,669,500	2,300	3,671,800

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険事業費納付金		954,492	0	954,492
	1 医療給付費分	659,130	0	659,130
	2 後期高齢者支援金等分	224,136	0	224,136
	3 介護納付金分	71,226	0	71,226
4 保健事業費		34,875	0	34,875
	2 特定健康診査等事業費	29,794	0	29,794
6 諸支出金		23,000	2,300	25,300
	1 償還金及び還付加算金	23,000	2,300	25,300
歳出合計		3,669,500	2,300	3,671,800

議第26号

令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,688,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		692,255	0	692,255
	1 介護保険料	692,255	0	692,255
3 国庫支出金		822,490	1,000	823,490
	2 国庫補助金	236,663	1,000	237,663
4 支払基金交付金		903,033	1,080	904,113
	1 支払基金交付金	903,033	1,080	904,113
5 県支出金		490,292	500	490,792
	2 県補助金	23,871	500	24,371
7 繰入金		604,634	△2,048	602,586
	1 一般会計繰入金	574,358	△2,968	571,390
	2 基金繰入金	30,276	920	31,196
9 諸収入		2,243	△2,032	211
	3 雑入	2,223	△2,032	191
歳入合計		3,690,100	△1,500	3,688,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		109,578	△3,500	106,078
	1 総務管理費	56,438	△3,500	52,938
2 保険給付費		3,237,690	0	3,237,690
	1 介護サービス等諸費	3,038,840	0	3,038,840
	2 介護予防サービス等諸費	66,530	0	66,530
	4 高額介護サービス等費	59,100	0	59,100
	5 特定入所者介護サービス等費	60,120	0	60,120
4 地域支援費		166,749	2,000	168,749
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	100,000	4,000	104,000
	3 包括的支援事業・任意事業費	59,762	△2,000	57,762
歳出合計		3,690,100	△1,500	3,688,600

議第27号

令和5年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度瑞浪市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度瑞浪市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号ア中「90,840千円」を「95,940千円」に、同号イ中「293,726千円」を「233,726千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	1,114,200千円	△11,500千円	1,102,700千円
第2項 営業外収益	189,409千円	△11,500千円	177,909千円
		支	出
第1款 水道事業費用	1,090,900千円	△9,000千円	1,081,900千円
第1項 営業費用	1,062,729千円	△9,000千円	1,053,729千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条中「資本的支出額に対し不足する額467,500千円」を「資本的支出額に対し不足する額411,700千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,455千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,935千円」に、「過年度分損益勘定留保資金446,045千円」を「過年度分損益勘定留保資金388,765千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的収入	132,800千円	△26,200千円	106,600千円

第1項	工事負担金	42,300千円	△24,700千円	17,600千円
第2項	分担金	20,287千円	△1,500千円	18,787千円
		支	出	
第1款	資本的支出	600,300千円	△82,000千円	518,300千円
第1項	建設改良費	417,723千円	△82,000千円	335,723千円
	(他会計からの補助金)			

第5条 予算第9条中「34,848千円」を「23,348千円」に改める。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第 28 号

令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 5 年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条第 4 号ア中「99,880 千円」を「72,180 千円」に、同号イ中「32,000 千円」を「26,300 千円」に、同号ウ中「3,500 千円」を「1,842 千円」に改める。

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第 1 款 下水道事業収益	1,451,600 千円	△96,100 千円	1,355,500 千円
第 2 項 営業外収益	844,407 千円	△94,100 千円	750,307 千円
第 3 項 特別利益	55,885 千円	△2,000 千円	53,885 千円
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	1,435,600 千円	△88,500 千円	1,347,100 千円
第 1 項 営業費用	1,146,724 千円	△88,500 千円	1,058,224 千円
第 2 項 営業外費用	83,651 千円	3,000 千円	86,651 千円
第 3 項 特別損失	203,225 千円	△3,000 千円	200,225 千円

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条中「資本的支出額に対し不足する額 377,100 千円」を「資本的支出額に対し不足する額 352,600 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 10,414 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,828 千円」に、「損益勘定留資金 366,686 千円」を「損益勘定留保資金 343,772 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	281,700千円	△9,900千円	271,800千円
第1項 企業債	94,500千円	△36,500千円	58,000千円
第2項 負担金	16,400千円	△10,000千円	6,400千円
第3項 出資金	141,430千円	45,600千円	187,030千円
第4項 補助金	29,370千円	△9,000千円	20,370千円

	支	出	
第1款 資本的支出	658,800千円	△34,400千円	624,400千円
第1項 建設改良費	167,210千円	△35,058千円	132,152千円
第2項 企業債償還金	491,590千円	658千円	492,248千円
(企業債)			

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
下水道事業	94,500千円	△36,500千円	58,000千円
(他会計からの補助金)			

第6条 予算第10条中「138,999千円」を「101,399千円」に改める。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

## 議第 29 号

### 令和 6 年度瑞浪市一般会計予算

令和 6 年度瑞浪市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 19,050,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 27 日 提出



瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市	税	5,006,000
	1市民税	1,968,500
	2固定資産税	2,334,200
	3軽自動車税	130,100
	4市たばこ税	274,000
	5鉱産税	10
	6入湯税	690
	7都市計画税	298,500
2地方譲与税		193,640
	1地方揮発油譲与税	41,000
	2自動車重量譲与税	132,000
	3森林環境譲与税	20,640
3利子割交付金		1,300
	1利子割交付金	1,300
4配当割交付金		33,000
	1配当割交付金	33,000
5株式等譲渡所得割交付金		36,000
	1株式等譲渡所得割交付金	36,000
6法人事業税交付金		70,000
	1法人事業税交付金	70,000
7地方消費税交付金		885,000
	1地方消費税交付金	885,000
8ゴルフ場利用税交付金		161,000
	1ゴルフ場利用税交付金	161,000
9環境性能割交付金		21,000
	1環境性能割交付金	21,000
10地方特例交付金		197,000
	1地方特例交付金	197,000
11地方交付税		3,800,000
	1地方交付税	3,800,000

(単位：千円)

款	項	金額
12 交通安全対策特別交付金		4,000
	1 交通安全対策特別交付金	4,000
13 分担金及び負担金		30,562
	1 分担金	3,260
	2 負担金	27,302
14 使用料及び手数料		312,351
	1 使用料	151,927
	2 手数料	160,424
15 国庫支出金		2,235,851
	1 国庫負担金	1,498,394
	2 国庫補助金	728,126
	3 委託金	9,331
16 県支出金		1,102,832
	1 県負担金	653,248
	2 県補助金	361,777
	3 委託金	87,807
17 財産収入		96,651
	1 財産運用収入	73,161
	2 財産売却収入	23,490
18 寄附金		323,110
	1 寄附金	323,110
19 繰入金		1,521,858
	1 基金繰入金	1,476,361
	2 財産区繰入金	45,497
20 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
21 諸収入		911,645
	1 延滞金、加算金及び過料	6,003
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	103,168
	4 雑収入	375,405

(単位：千円)

款	項	金額
	5 受 託 事 業 収 入	4 2 7, 0 6 8
22 市	債	2, 0 0 7, 2 0 0
	1 市 債	2, 0 0 7, 2 0 0
歳 入	合 計	1 9, 0 5 0, 0 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		175,849
	1 議会費	175,849
2 総務費		1,974,538
	1 総務管理費	1,622,407
	2 徴税費	202,464
	3 戸籍住民基本台帳費	108,139
	4 選挙費	27,483
	5 統計調査費	8,021
	6 監査委員費	6,024
3 民生費		5,859,137
	1 社会福祉費	3,025,475
	2 児童福祉費	2,591,406
	3 生活保護費	241,756
	4 災害救助費	500
4 衛生費		2,136,611
	1 保健衛生費	539,209
	2 清掃費	1,452,512
	3 環境費	144,890
5 労働費		17,066
	1 労働諸費	17,066
6 農林水産業費		286,734
	1 農業費	216,937
	2 林業費	69,797
7 商工費		528,368
	1 商工費	528,368
8 土木費		2,227,929
	1 土木管理費	58,470
	2 道路橋梁費	868,725
	3 河川費	233,644
	4 都市計画費	990,004
	5 住宅費	77,086

(単位：千円)

款	項	金額
9 消 防 費		1, 2 2 5, 6 2 8
	1 消 防 費	1, 2 2 5, 6 2 8
10 教 育 費		2, 5 4 0, 9 1 3
	1 教 育 総 務 費	2 7 4, 7 2 2
	2 小 学 校 費	2 0 9, 8 7 3
	3 中 学 校 費	2 1 0, 9 5 7
	4 幼 稚 園 費	1 7 2, 8 2 1
	5 社 会 教 育 費	5 7 3, 4 8 0
	6 保 健 体 育 費	1, 0 9 9, 0 6 0
11 災 害 復 旧 費		5, 8 5 0
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	5, 8 5 0
12 公 債 費		1, 4 2 6, 3 5 4
	1 公 債 費	1, 4 2 6, 3 5 4
13 諸 支 出 金		6 2 5, 0 2 3
	1 公 営 企 業 費	6 2 5, 0 2 3
14 予 備 費		2 0, 0 0 0
	1 予 備 費	2 0, 0 0 0
歳 出 合 計		1 9, 0 5 0, 0 0 0

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	消防指令センター 共同運用事業	1,402,092	令和6年度	557,637
				令和7年度	844,455

### 第3表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
人権施策指針策定業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	4,488
第四次LGWAN回線使用料	令和7年度	200
第四次LGWAN接続ルーター借上料	令和7年度	100
公共施設予約システム使用料	令和7年度から 令和11年度まで	22,400
公共施設予約システム キャッシュレス決済手数料	令和7年度から 令和11年度まで	施設使用料等に 決済手数料率を乗じた額
固定資産評価替業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	30,195
予 防 接 種 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	53,232
予 防 接 種 ワ ク チ ン 購 入 費	令和6年度から 令和7年度まで	24,137
が ん 検 診 等 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	37,880
農産物等直売所指定管理料 (農畜産物等消費拡大分)	令和7年度から 令和8年度まで	24,000
バス路線維持対策業務委託料	令和6年度から 令和9年度まで	157,500
デマンド交通運行業務委託料	令和6年度から 令和9年度まで	24,810
企 業 立 地 奨 励 金 (令和6年度指定業者分)	令和6年度から 令和12年度まで	瑞浪市企業立地の促進 及び雇用の拡大に関する 条例第5条の規定による額
釜戸町工場用地造成工事費	令和7年度	44,640
空き店舗賃貸借促進奨励金 (令和6年度決定分)	令和7年度から 令和9年度まで	300
道の駅整備基本設計業務委託料	令和7年度	34,500



(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
加 知 奨 学 金 ( 令 和 6 年 度 決 定 分 )	令 和 7 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	18,000
奨 学 金 ( 令 和 6 年 度 決 定 分 )	令 和 7 年 度 か ら 令 和 11 年 度 ま で	5,400
小 学 校 校 務 用 P C 購 入 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	53,295
中 学 校 校 務 用 P C 購 入 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	32,205
総 合 文 化 セ ン タ ー 電 話 機 賃 借 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	60
図 書 館 シ ス テ ム 保 守 管 理 委 託 料	令 和 7 年 度	330
中 山 道 整 備 基 本 計 画 策 定 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度	4,536

## 第4表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塵芥収集車等購入事業	24,500	普通貸借 又は 証券発行	年3.0% 以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び 地方公共 団体金融 機構資金 について、 利率見直し を行った後 においては、 当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合には借 入先と協定し、 その条件に従 うものとする。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間及 び償還期限を 短縮し、もしく は繰上償還又 は低利に借換 することができる。
不燃物最終処分場整備事業	28,100			
混合焼却施設設備改修事業	261,700			
県営事業負担金事業 (県営ため池等整備事業)	9,000			
市道等整備交付金事業	38,800			
南垣外北野線道路改良事業	100,000			
八伏線道路改良事業	15,300			
土岐橋架替関連事業	9,900			
道路照明LED化事業	87,000			
県単事業負担事業	22,500			
工場用地造成関連道路整備事業	57,000			
道路側溝等緊急対策事業	31,500			
市道等長寿命化事業	26,000			
県営急傾斜地崩壊対策負担事業	6,700			
県単急傾斜地崩壊対策事業	15,600			
普通河川緊急浚渫推進事業	98,500			
普通河川緊急対策事業	97,500			
狭あい道路整備等促進事業	6,300			
瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)	336,000			
市営住宅長寿命化事業	5,700			
市営住宅用途廃止事業	15,400			
消防車両・救急車両等 更新事業(単独)	29,100			
消防ポンプ自動車等更新事業	19,500			
消防指令センター共同運用事業	130,500			

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
瑞浪中学校改修事業	12,000			
大湫公民館施設改修事業	79,400			
市民体育館施設改修事業	392,000			
過年土木施設補助災害復旧事業	1,700			
臨時財政対策債	50,000			

議第30号

令和6年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和6年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ667,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		503,147
	1 後期高齢者医療保険料	503,147
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		163,193
	1 一般会計繰入金	163,193
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		550
	1 延滞金、加算金及び過料	40
	2 雑入	510
後期高齢者医療 広域連合支医療金		0
	補助金	0
	委託金	0
歳入合計		667,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		16,103
	1 総務管理費	12,651
	2 徴収費	3,452
2 後期高齢者医療 広域連合納付医療金		649,887
	1 後期高齢者医療 広域連合納付医療金	649,887
3 諸支出金		510
	1 償還金及び還付加算金	510
4 予備費		500
	1 予備費	500
保健事業費		0
	健康保持増進事業費	0
歳出合計		667,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	89
情 報 処 理 業 務 委 託 料 ( 単 価 契 約 )	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1,300

議第 3 1 号

令和 6 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 4 4 2, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		655,700
	1 一般被保険者国民健康保険料	655,700
2 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
3 県支出金		2,461,090
	1 県補助金	2,461,090
4 財産収入		130
	1 財産運用収入	130
5 繰入金		318,300
	1 一般会計繰入金	290,300
	2 基金繰入金	28,000
6 繰越金		4,000
	1 繰越金	4,000
7 諸収入		2,750
	1 雑収入	2,750
歳入合計		3,442,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		79,183
	1 総務管理費	79,183
2 保険給付費		2,413,105
	1 療養諸費	2,104,500
	2 高額療養費	295,400
	3 移送費	50
	4 任意給付費	13,155
3 国民健康保険事業費納付金		908,779
	1 医療給付費分	628,001
	2 後期高齢者支援金等分	216,006



(単位：千円)

款	項	金額
	3 介護納付金分	64,772
4 保健事業費		31,803
	1 保健事業費	5,374
	2 特定健康診査等事業費	26,429
5 基金積立金		130
	1 基金積立金	130
6 諸支出金		4,000
	1 償還金及び還付加算金	4,000
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		3,442,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	131
情 報 処 理 業 務 委 託 料 ( 単 価 契 約 )	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	9,916
国 保 デ ー タ ベ ー ス シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	400
医 科 ・ 歯 科 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	4,000

## 議第 3 2 号

### 令和 6 年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 7 1 8, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		742,300
	1 介 護 保 險 料	742,300
2 使 用 料 及 び 手 数 料		24
	1 手 数 料	24
3 国 庫 支 出 金		839,979
	1 国 庫 負 担 金	620,400
	2 国 庫 補 助 金	219,579
4 支 払 基 金 交 付 金		956,405
	1 支 払 基 金 交 付 金	956,405
5 県 支 出 金		518,585
	1 県 負 担 金	492,655
	2 県 補 助 金	25,930
6 財 産 収 入		327
	1 財 産 運 用 収 入	327
7 繰 入 金		656,197
	1 一 般 会 計 繰 入 金	592,646
	2 基 金 繰 入 金	63,551
8 繰 越 金		4,550
	1 繰 越 金	4,550
9 諸 収 入		233
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	10
	2 預 金 利 子	10
	3 雑 入	213
歳 入 合 計		3,718,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		108,105
	1 総務管理費	58,199
	2 徴収費	5,799
	3 介護認定審査会費	43,849
	4 趣旨普及費	258
2 保険給付費		3,424,790
	1 介護サービス等諸費	3,198,740
	2 介護予防サービス等諸費	82,930
	3 その他諸費	3,100
	4 高額介護サービス等費	65,000
	5 特定入所者介護サービス等費	60,920
	6 高額医療合算介護サービス等費	14,100
3 基金積立金		327
	1 基金積立金	327
4 地域支援事業費		179,828
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	111,100
	2 一般介護予防事業費	5,936
	3 包括的支援事業・任意事業費	62,369
	4 その他諸費	423
5 諸支出金		4,550
	1 償還金及び還付加算金	4,550
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		3,718,600

## 第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	201
介 護 保 険 料 仮 算 定 納 入 通 知 書 等 印 刷 製 本 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	900
情 報 処 理 業 務 委 託 料 ( 単 価 契 約 )	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	2,165
認 定 調 査 委 託 料 ( 単 価 契 約 )	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	3,200
訪 問 型 サ ー ビ ス A 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	800
介 護 予 防 教 室 等 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	4,000
歯 科 医 師 出 務 委 託 料 ( 高 齢 者 介 護 予 防 )	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	800
理 学 療 法 士 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	200
さ さ エ ー ル ポ イ ン ト 事 業 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	1,000
生 活 支 援 コ ー デ ィ ネ ー タ ー 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	4,000
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 運 営 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 2 年 度 まで	276,000
配 食 サ ー ビ ス 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	5,000
徘 徊 高 齢 者 位 置 確 認 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	10
在 宅 歯 科 医 療 連 携 窓 口 設 置 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	250

議第 3 3 号

令和 6 年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算

令和 6 年度瑞浪市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 5, 7 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 6 年 2 月 2 7 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		34,200
	1 使用料	34,200
2 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
歳入合計		35,700

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 駐車場事業費		23,669
	1 駐車場管理費	23,669
2 公債費		11,031
	1 公債費	11,031
3 基金積立金		500
	1 基金積立金	500
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳出合計		35,700



第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	7
駐 車 場 キ ャ ッ シ ュ レ ス 決 済 手 数 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	418
駐 車 場 清 掃 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	317
駐 車 場 使 用 料 集 金 収 納 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	277
駐 車 場 管 理 機 器 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令 和 6 年 度 か ら 令 和 7 年 度 まで	2,150

議第34号

令和6年度瑞浪市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度瑞浪市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	15,400件
(2) 年間総配水量	4,359,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	12,096 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
ア 緊急時給水拠点確保事業	18,300千円
イ 配水設備改良事業	410,344千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,137,600千円	
第1項 営業収益	919,733千円	
第2項 営業外収益	217,177千円	
第3項 特別利益	690千円	

	支	出
第1款 水道事業費用	1,122,600千円	
第1項 営業費用	1,055,694千円	
第2項 営業外費用	23,974千円	
第3項 特別損失	38,932千円	
第4項 予備費	4,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額543,100千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額35,963千円、過年度分損益勘定

留保資金 396,142千円及び当年度分損益勘定留保資金 110,995千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	88,600千円
第1項 工事負担金	21,600千円
第2項 分担金	20,959千円
第3項 出資金	42,291千円
第4項 補助金	3,750千円

支 出

第1款 資本的支出	631,700千円
第1項 建設改良費	447,946千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	183,754千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和6年度から 令和7年度まで	112
検 針 業 務 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	13,000
水 質 検 査 等 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	7,800
水 質 検 査 モ ニ タ ー 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	1,000
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	300
ハ ン デ ィ タ ー ミ ナ ル 機 器 保 守 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	400
上 下 水 道 総 合 管 理 シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令和6年度から 令和7年度まで	500
仮 設 配 管 賃 借 料	令和6年度から 令和7年度まで	580

平山水道併用施設管理委託料	令和6年度から 令和11年度まで	恵那市内併用施設の 管理に要した経費に 負担割合を乗じた額
---------------	---------------------	-------------------------------------

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 46,232千円

(他会計からの補助金)

第9条 政策的事由による水道拡張事業経費等負担のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、73,551千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、300千円と定める。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野光二

議第35号

令和6年度瑞浪市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度瑞浪市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内水洗化人口	25,000人
(2)	年間総処理水量	3,905,000m <sup>3</sup>
(3)	一日平均処理水量	10,699m <sup>3</sup>
(4)	主要な建設改良事業	
ア	公共下水道管渠布設事業	73,420千円
イ	公共下水道管渠長寿命化事業	46,000千円
ウ	ポンプ場整備事業	143,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	1,246,800千円	
第1項	営業収益	545,357千円	
第2項	営業外収益	701,443千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	1,235,100千円	
第1項	営業費用	1,159,270千円	
第2項	営業外費用	73,665千円	
第3項	特別損失	165千円	
第4項	予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額310,800千円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額17,498千円及び損益勘定留保資金293,302千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	467,500千円
第1項 企業債	159,700千円
第2項 負担金	25,000千円
第3項 出資金	197,180千円
第4項 補助金	85,620千円

支 出

第1款 資本的支出	778,300千円
第1項 建設改良費	309,705千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	468,595千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指 定 物 品 等 購 入 費	令和6年度から 令和7年度まで	167
水洗便所等改造資金利子補給 (令和7年度分)	令和6年度から 令和12年度まで	146
上下水道総合管理 システム保守委託料	令和6年度から 令和7年度まで	500
マンホールポンプ 点検・清掃業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	6,500
脱水ケーキ処理業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	58,000
薬 品 購 入 費	令和6年度から 令和7年度まで	20,000
測定検査業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	1,800
大湫クリーンセンター 維持管理業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	4,500
大湫クリーンセンター 汚泥引抜業務委託料	令和6年度から 令和7年度まで	960

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	159,700	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額の流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用及び第3項特別損失に係る項間の流用

(2) 資本的支出 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費及び第2項企業債償還金に係る項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 118,679千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受け

る金額は、43,453千円である。

令和6年2月27日 提出

瑞浪市長 水野 光二



